

令和元年6月28日付課法2-10ほか2課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）による主な改正点は、次のとおりです。

第1 法人税基本通達関係

1 仮想通貨（改正）

仮想通貨取引について、その譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、原則、その譲渡に係る契約をした日（約定日）の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされ、法人が事業年度終了の時に有する仮想通貨のうち活発な市場が存在する仮想通貨については、時価法により評価し、時価評価損益をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされ、法人が行った仮想通貨信用取引で事業年度終了の時に決済されていないものがあるときは、みなし決済損益額をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされるなどの所要の措置が講じられました。

○ 仮想通貨信用取引に係る現渡しの方法による決済を行った場合の損益の計上時期（基通2-1-21の14 新設）

仮想通貨信用取引の方法により仮想通貨の売付けを行った場合において、いわゆる現渡しの方法による決済を行ったときは、当該取引に係る譲渡損益の額は、当該決済に係る約定が成立した日に計上することを明らかにしています。

○ 仮想通貨信用取引に係る利益相当額等の外貨換算（基通2-1-49 新設）

仮想通貨信用取引に係る事業年度終了の時に決済されていないものがあるときのみなし決済損益額の円換算は、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値等によることを明らかにしています。

○ 仮想通貨信用取引に係る売付け及び買付けに係る対価の額（基通2-3-62 新設）

仮想通貨信用取引に係る売付け又は買付けを行った場合において、その売付け又は買付けを行った者が仮想通貨交換業を行う者（以下「仮想通貨交換業者」といいます。）に支払う又は支払を受ける金利に相当する額、買委託手数料及びいわゆる品貸料の額は、原則として、売付けに係る対価の額又は買付けに係る対価の額に含めることとし、継続適用を条件に売買委託手数料以外の金利に相当する額及びいわゆる品貸料の額は、その発生に応じ収益又は費用として益金の額又は損金の額に算入することができることを明らかにしています。

○ 仮想通貨信用取引及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される仮想通貨の取得価額（基通2-3-63 新設）

仮想通貨信用取引及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される仮想通貨の取得価額は、当該取得の時におけるその仮想通貨の取得のために通常要する価額（当該仮想通貨の取得の時における価額にいわゆる受渡決済に伴って新たに支出する委託手数料その他の費用の額を加算した金額をいう。）となることを明らかにしています。

○ 一時的に必要な仮想通貨を取得した場合の取扱い（基通2-3-65 新設）

仮想通貨の譲渡原価の算出方法である移動平均法又は総平均法の対象外となる取得事由について、仮想通貨を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる仮想通貨に交換しようとする際に、その仮想通貨がいずれの仮想通貨交換業者においても、本邦通貨及び外国通貨（以下「本邦通貨等」といいます。）と直接交換ができないことから、本邦通貨等と直接交換が可能な他の仮想通貨を介在して取引を行うため、一時的に当該他の仮想通貨を有することが必要となる場合の取得をいうことを明らかにするとともに、この場合における譲渡原価は個別法により算出することを明らかにしています。

第2 租税特別措置法通達関係

1 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（改正）

試験研究費の総額に係る税額控除、中小企業技術基盤強化税制、税額控除上限額の上乗せ措置について、試験研究費の増加インセンティブをより強化するため、税額控除割合や控除上限額の見直しが行われるなどの所要の措置が講じられました。

また、特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす企業間の委託研究に要する費用の額が追加されるなど、所要の措置が講じられました。

○ 特別の技術による生産方式その他これに準ずるものの意義（措通42の4(4)-3 新設）

特別試験研究費の額に新たに追加された企業間の委託研究に要する費用の額について、委託先の有する知的財産権等を活用する場合の知的財産権等に準ずるものである「特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの」とは、知的財産権以外で、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工具によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう、こと等を明らかにしています。

2 医療用機器等の特別償却（改正）

特別償却の対象となる医療機器の範囲の見直しが行われるとともに、新たに勤務時間短縮用設備等及び構想適合病院用建物等の特別償却が追加されました。

○ 特別償却の対象となる建物の附属設備（措通45の2-5 新設）

構想適合病院用建物等について、特別償却の対象となる建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることを明らかにしています。

3 移転価格税制の見直し

令和元年度税制改正において、移転価格税制について、①移転価格税制上の無形資産の定義の明確化、②ディスカウント・キャッシュ・フロー法の独立企業間価格の算定方法への追加、③特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の導入その他所要の見直しが行われました。

○ 合理的と認められる割引率（措通66の4(7)-2 新設）

ディスカウント・キャッシュ・フロー法の計算に用いる割引率について、貨幣の時間価値に加え、国外関連取引に係る事業のリスクが合理的に反映されていると認められる割引率を用いる必要があることを留意的に明らかにしています。

また、当該事業のリスクは、予測利益の金額の計算においても反映されることがあることを踏まえ、予測利益の金額の計算と割引率において、当該事業のリスクを二重に反映してはならないことを留意的に明らかにしています。

○ 無形資産の例示（措通66の4(8)-2 新設）

OECD移転価格ガイドラインに沿った無形資産の定義が法令上規定されたことに伴い、本通達では、当該無形資産の意義について、同ガイドラインの例示に沿った具体例を例示することにより留意的に明らかにしています。

○ 災害に類するものの例示（措通66の4(9)-4 新設）

特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置は、特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となった事項の内容が事実と相違した場合であっても、その相違事由が「災害その他これに類するもの」であるために、当該取引時に予測することが困難であったことを証する書類等を法人から一定期限内に提出等があった場合は、本価格調整措置の適用が免除となることから、本通達では、当該類するものを例示することにより留意的に明らかにしています。